

太田市日中一時支援事業（登録介護者事業）実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、心身障がい児（者）の介護を行う保護者が一時的に介護ができない場合、あらかじめ太田市に登録を行っている介護者（以下「登録介護者」という。）に介護を委託する事業（以下「日中一時支援事業（登録介護者支援事業）」という。）により在宅の重度知的障がい児（者）、重度身体障がい児（者）、中軽度知的障がい児（者）、中軽度身体障がい児及び発達障がい児（以下「心身障がい児（者）」という。）の福祉及び介護者の負担軽減を図るとともに心身障がい児（者）本人及びその家族のより豊かな生活の実現をサポートすることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 重度知的障がい児（者） 療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）に基づく第三障害の程度の判定「A」の療育手帳の交付を受けている者又はこれと同程度の障がいを有する者をいう。
- (2) 重度身体障がい児（者） 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）第5条第3項の別表第5号に定める1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けている者（65歳以上の者を除く。）をいう。
- (3) 中軽度知的障がい児（者） 重度知的障がい児（者）以外の者で、療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）により療育手帳の交付を受けている者又はこれと同程度の障がいを有する者をいう。
- (4) 中軽度身体障がい児 重度身体障がい児（者）以外の者で、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）により身体障害者手帳の交付を受けている者をいう。（18歳以上の者を除く。）
- (5) 発達障がい児 児童相談所、医療機関等において、発達障害として診断されている児童（第1項から第4項に該当する児童を除く。）をいう。

(対象者)

第3条 日中一時支援事業（登録介護者事業）における介護の対象となる者は、在宅の心身障がい児（者）とする。

(登録介護者の資格)

第4条 登録介護者は、保育士、群馬県指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年群馬県条例第96号）に定める生活支援員、旧知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第22号）に定める生活指導員、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）に定める児童指導員、旧身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第54号）に定める生活指導員、社会福祉主事、社会福祉士、介護福祉士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、教諭、ホームヘルパー若しくは介護職員初任者研修課程の資格を有する者又は在宅重度心身障害者等デイサービスセンターの指導員として現に発令を受けている者若しくは過去に発令を受けた者、旧障害者福祉作業所若しくは地域活動支援センターの指導員として2年以上の勤務経験を有する者若しくは太田市日中一時支援事業（サービスステーション事業）実施要綱（平成21年4月21日太田市制定。以下「サービスステーション実施要綱」という。）に規定する県に登録されている24時間対応型サービスステーション（以下「サービスステーション」という。）に補助職員として1年以上の勤務経験を有する者（以下「指導員」という。）とする。

(介護者の登録)

第5条 前条に規定する者で、介護者の登録を希望するもの（以下「申請者」という。）は、登録介護者申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書の提出を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた者については、登録介護者台帳（様式第2号）に登録し、登録介護者決定通知書（様式第3号）に介護者登録証（様式第4号）を添えて申請者に通知するものとする。

3 市長は、登録介護者とすることが不相当と認めた者については、登録介護者否決通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

- 4 市長と登録介護者は、日中一時支援事業（登録介護者事業）に関する契約書（様式第6号）により当該事業に関する契約を締結するものとする。
- 5 市長は、登録介護者が氏名、資格、介護経験の有無、電話番号及び年齢に関する情報を利用者に対し提供することに同意しない場合は、申請書を受理しない。

（登録介護者の登録の解除）

第6条 市長は、登録介護者が次のいずれかに該当する場合は、当該登録介護者の登録を解除することができるものとする。この場合において、市長は、当該登録介護者に対し、登録介護者登録解除決定通知書（様式第7号）により、通知するものとする。

- (1) 業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (2) 業務を怠り、又は業務上の義務に違反した場合

（介護の要件）

第7条 市長は、心身障がい児（者）の介護を行う保護者が、次に掲げる理由により心身障がい児（者）を一時的に介護することができないため、登録介護者に一時的に介護を依頼する必要があると認めた場合に介護を行うものとする。

- (1) 疾病、出産、冠婚葬祭、事故、災害、出張、看護、学校等の公的行事への参加、旅行等
- (2) 前条に掲げるもののほか、市長が介護を行う保護者の状況からやむを得ないと認めること。

（介護の内容等）

第8条 介護の時間は、30分を1単位とする。ただし、最小利用単位は、2単位とする。

- 2 登録介護者が行う介護の内容は、食事、排せつ、衣類着脱、入浴等の介護、身体の清しき、洗髪等の介護その他必要な身体の介護等のうち必要と認められるものとする。

（介護の場所及び形態）

第9条 登録介護者が心身障がい児（者）を介護する場所は、次の各号のいずれかとする。

(1) 心身障がい児（者）が生活している家庭

(2) 登録介護者の家庭

(3) 心身障がい児（者）を適切に介護することが可能な機能を有し、市長が適当と認めた場所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく障害者支援施設、法に基づく障害福祉サービス事業を行う事業所、知的障害児（者）総合福祉推進事業実施要綱（平成7年3月31日群馬県制定）に基づく旧障害者福祉作業所（専任の登録介護人を確保するとともに、福祉作業所の面積要件を上回り、かつ、特定の介護の区画を有し、又は介護の時間が福祉作業所の運営時間と重複しない場合を除く。）及びサービスステーションを除く。

2 日中一時支援事業（登録介護者支援事業）による介護は、常に心身障がい児（者）1人に対して登録介護者1人とする。

3 登録介護者は、同居家族又は3親等内である心身障がい児（者）に対する介護の提供は行うことができない。

（介護の期間）

第10条 介護の期間は、登録介護者による介護及びサービスステーションによる介護を通算して、原則として連続5日（1日数時間の介護が連続する場合を含む。）を限度とする。ただし、介護の期間が繰り返されるなどの定期的利用（登録介護者による介護とサービスステーションによる介護を通算して週3日以上（1日数時間の介護を含む。）の利用を繰り返すことをいう。）となる介護は、対象外とする。

2 市長は、保護者の状況等から介護の期間の変更が真にやむを得ないと認められる場合は、必要最低限の範囲で介護の期間を変更することができる。

（登録介護者への介護の決定等）

第11条 介護を希望する保護者（以下「介護申請者」という。）は、口頭又は登録介護者事業介護申請書（様式第8号）により市長に申請するものとする。この場合において、口頭で申請を受けたときは、市長は、登録介護者事業介護受付票（様式第9号）を作成

し、申請を受理するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受理した場合は、内容を審査し、速やかに介護の適否を決定し、適当と認めるときは、登録介護者（太田市以外の登録介護者を含む。）に連絡をとり、心身障がい児（者）の介護を委託するものとする。
- 3 市長は、介護を決定した場合は、登録介護者介護決定通知書（様式第10号）により、速やかに介護申請者に通知するとともに、必要と認めるときは、登録介護者介護依頼通知書（様式第11号）に利用者カード（様式第12号）を添えて登録介護者に介護を依頼するものとする。
- 4 市長は、介護の否決をしたときは、登録介護者事業介護否決通知書（様式第13号）を介護申請者に送付するものとする。
- 5 市長は、前条第2項の規定により介護の期間を変更する必要があると認めるときは、登録介護者事業介護期間変更決定・依頼通知書（様式第14号）により、速やかに介護申請者に通知し、登録介護者に依頼するものとする。

（介護に係る費用等）

第12条 心身障がい児（者）の介護を委託する場合の委託費用は、別表に定める額とし、市が支弁するものとする。

- 2 介護を受ける心身障がい児（者）の通常的生活に必要な食事、衣類、補装具、がん具、衛生医療品等の費用は、保護者が負担するものとする。
- 3 介護を受ける心身障がい児（者）（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者を除く。）の保護者は、別表に定める額を介護の委託に要する経費の一部として直接委託した登録介護者に支払うものとする。

（登録介護者の委託費用の請求及び支払）

第13条 登録介護者は、心身障がい児（者）の介護を終了したときは、当該介護に係る委託費用について、登録介護者事業介護委託費用請求書（様式第15号）により市長に請求するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに委託費用を支払うものとする。

る。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに太田市心身障害児（者）生活サポート事業実施要綱（平成17年3月28日太田市制定）の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。

別表（第12条関係）

太田市負担

対象者とその 世帯	重度知的障がい児（者） 重度身体障がい児（者）		中軽度知的障がい児（者） 中軽度身体障がい児	
	生活保護世帯	左記以外の世帯	生活保護世帯	左記以外の世帯
1単位当たりの金額	700円	600円	600円	500円

保護者負担

対象者とその 世帯	重度知的障がい児（者） 重度身体障がい児（者）		中軽度知的障がい児（者） 中軽度身体障がい児	
	生活保護世帯	左記以外の世帯	生活保護世帯	左記以外の世帯
1単位当たりの金額	0円	100円	0円	100円